**栃木県**

**＜医療法人の皆さまへのお知らせです＞**

**円滑な定款又は寄附行為の変更に資するため**

定款等の変更を行う際には、**事前協議**をお願いします

**正式な変更認可申請書を、保健所・各健康福祉センターに提出する前に、県医療政策課との事前協議をしていただくようお願いします。**

**○事前協議における提出書類等は正式手続と同様（押印等は不要）のものとなりますが、ご不明な点は医療政策課までお問い合わせください。**

**〇変更後の定款等は、厚生労働省のモデル定款を参照してください。**

**○事前協議の開始から、変更認可までの期間は、１か月半程度を目途としておりますが、書類の不備などの状況によっては、不測の日数を要する場合がありますので御了承ください。**

**○原則として、社員総会又は評議員会前の事前協議をお願いします。**

**お問い合わせ先**

**栃木県保健福祉部　医療政策課　医療指導担当**

**〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁４階）**

**TEL.028-623-3085　　メールアドレス iryo@pref.tochigi.lg.jp**